

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第七十六号

### 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県条例第四十七号）第四条」を「広島県条例第四十七号。以下「条例」という。」に、「訓練生定員、訓練期間」を「訓練期間、定員」に改める。

第二条第一項中「訓練生定員、訓練期間及び訓練期間の初日」を「訓練期間及び定員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「校長」を「能力開発校の長（以下「校長」という。」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条中「労働省令第二十四号。以下「施行規則」という。」を「労働省令第二十四号」に改める。

第五条から第十条までを次のように改める。

#### （入校資格）

第五条 普通課程に入校することができる者は、条例第四条第一号に該当する者のうち、入校する日の属する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日において十八歳以上である者とする。

2 訓練期間が一年の短期課程に入校することができる者は、条例第四条第二号に該当する者のうち、入校する日の属する年度の四月一日において十八歳未満である者とする。

#### （応募手続）

第六条 能力開発校における職業訓練を受けるために入校を希望する者は、校長が定める期日までに、別記様式第一号による応募用紙に校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項の応募用紙は、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第八条第一項に規定する機関をいう。）の長（以下「公共職業安定所長」という。）を経由して提出することができる。

#### （入校選考）

第七条 校長は、前条の規定による応募があつたときは、書類審査、筆記試験、面接若しくは職業適性検査の方法により、又はこれらの方法を併せ用いることにより選考を行う。

2 校長は、前項の選考の結果に基づき合格者を決定する。

#### （入校手続）

第八条 前条第二項の規定による合格者は、校長の指定する期日までに、別記様式第二号による入校願に別記様式第三号による健康診断書及びその他校長が必要と認める書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該合格者が応募用紙提出時に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の生徒又は学生であるときは、同項に規定する健康診断書に代えて、当該学校の校長の証明を受けた別記様式第三号による身体検査表を提出することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、職業訓練を受けることについて公共職業安定所長の指示を受けている者については、同項に規定する健康診断書を提出しないことができる。

（入校許可）

第九条 校長は、前条の規定により入校手続を完了した者に対して、入校を許可する。

2 前項の規定により入校を許可された者は、独立の生計を営む成年者で当該入校を許可された者に関する一切の責任を負うことができる者を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。ただし、訓練期間が一年未満の職業訓練を受ける成年者にあつては、保証人を定めないとができる。

3 第一項の規定による許可を受けて入校した者は、前項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたときは、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。

（応募手続等の特例）

第十条 第二条第二項の規定により実施する職業訓練を受けるために入校を希望する者に係る手続に関して必要な事項は、第六条から第九条までの規定にかかわらず、別に校長が定める。

第十六条を第十九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（授業料等の納付期限及び方法）

第十七条 条例第八条第二項の授業料等の納付期限及び方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 選考料 応募用紙の提出時までに納付する。

二 入校料 入校願の提出時までに納付する。

三 授業料 四月及び十月の末日までにその月以降の六月分を納付する。ただし、納付期限内に休校し、若しくは退校し、又は納付期限後に復校する場合には、それぞれ休校、退校又は復校の際に納付する。

（授業料の減免又は徴収猶予）

第十八条 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる訓練生で授業料の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく個人の市町村民税が訓練生及び訓練生と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者。た

だし、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十六条の規定による技能習得手当の支給を受けている者及び訓練手当の支給を受けている者を除く。

三 その他知事が特に必要と認める者

2 条例第九条に規定するやむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる訓練生で授業料の徴収猶予を受けられる者は、前項各号のいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。

3 授業料の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に關して必要な事項は、別に知事が定める。

第十五条を削る。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第十二条を削り、第十一条中「別記様式第五号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（休校及び復校）

第十一条 第九条第一項又は第十条の規定による許可を受けて入校した者（以下「訓練生」という。）は、休校しようとするときは、保証人と連署した別記様式第五号による休校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により休校した者が復校しようとするときは、保証人と連署した別記様式第六号による復校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。

（退校）

第十二条 訓練生は、退校しようとするときは、保証人と連署した別記様式第七号による退校願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、保証人を定めていない者については、保証人の署名は不要とする。

（退校処分）

第十三条 条例第六条の規定による退校処分は、校長が行うものとする。

2 校長は、前項の規定により退校処分を行う場合は、その旨及び理由を書面で当該退校処分を受けるべき者に通知しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

能力開発校の名称		訓練課程		訓練期間		定員	
広島県立広島高等技術専門学校		普通	訓練科	一年	二〇人	二〇人	二〇人
		板金加工科		一年	二〇人	二〇人	二〇人
		電気設備科		一年	二〇人	二〇人	二〇人
		自動車整備科		二年	二〇人	四〇人	二〇人
		建築インテリア科		一年	二〇人	二〇人	二〇人
短期	板金加工科			一年	若干名	若干名	若干名

広島県立呉高等技術専門校										広島県立福山高等技術専門校									
普通					短期					普通					短期				
溶接加工科	機械システム科	住宅リフォーム科	情報システム科	設備メンテナンス科	OAビジネス科	溶接加工科	機械システム科	住宅リフォーム科	自動車整備科	電気設備科	溶接加工科	機械システム科	住宅リフォーム科	情報システム科	設備メンテナンス科	OAビジネス科	溶接加工科	機械システム科	住宅リフォーム科
一年	一年	一年	一年	一年	六月	一年	一年	一年	二年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	六月	六月	一年	一年
二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	六〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人
二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	六〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人

備考 一の能力開発校の訓練において、普通課程及び短期課程の双方に同一名称の訓練科を有する場合における当該訓練科の普通課程の定員は、短期課程の定員を含めたものとする。

別記様式第一号を次のように改める。

(別記)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

応募用紙

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

(ふりがな)					
氏名	印	男・女		写真 (写真裏面に 氏名を記入) (4 cm×3 cm)	
		生年月日 ( 歳)			
生年月日	年 月 日				
第 1 志望科名			科		科
第 2 志望科名			科		
現住所 又は 連絡先	〒		電話 ( ) ( ) FAX ( ) ( )		—
	履 最終学校名 (科名)		卒業・退学 年月日 卒業見込み		
履歴	事業所名	所在地	在職期間	職務内容	
				年月～年月	
経由 安定 職業 名	雇用保険の有無		有 (受給中・手続中) 無		
備考					

選考料払込証明書貼付欄

入校年度の 4 月 1 日現在において 18 歳以上の者で、訓練期間 1 年以上の  
訓練科の入校選考希望者は、ここに選考料払込証明書を貼ること。

- 注
- 1 該当の文字を○で囲むこと。
  - 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 3 生年月日欄の年齢は入校する日の属する年度の 4 月 1 日現在の年齢を記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第三号の二を削る。

別記様式第五号中「~~（~~毎二巻置送~~）~~」を「~~（~~毎二巻置送~~）~~」に改め、同様式を別記様式第八号とし、同様式の前に次の三様式を加える。

様式第 5 号 (第11条関係)

休 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度，次の理由により休校したいので許可してください。

1 休校期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 理 由

- 注
- 1 氏名については，記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 2 誓約書において保証人を定めていない者については，保証人の署名は不要とする。
  - 3 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第11条関係)

復 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度, 次の理由により復校したいので許可してください。

1 復校日 年 月 日

2 理 由

- 注
- 1 氏名については, 記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 2 誓約書において保証人を定めていない者については, 保証人の署名は不要とする。
  - 3 用紙の大きさは, 日本工業規格 A列 4 とする。



様式第 7 号 (第12条関係)

退 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練生

住 所

氏 名

印

保証人

住 所

氏 名

印

この度, 次の理由により退校したいので許可してください。

1 退校日 年 月 日

2 理 由

- 注
- 1 氏名については, 記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 2 誓約書において保証人を定めていない者については, 保証人の署名は不要とする。
  - 3 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

誓 約 書

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

住 所

氏 名

印

この度、入校を許可されましたが、在校中は、諸規定及び指示事項を守り、技能の習得に努めます。もし、これに違反したときは退校を命じられても異議は申しません。

上記の者が、この度入校を許可されたので、在校中は誓約事項を堅く守らせるとともに、本人在校中に係る一切の責任は保証人において引き受けます。

保証人

住 所

氏 名

印

- 注
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 2 訓練期間が一年未満の職業訓練を受ける成年者は、保証人を定めないことができる。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第三号を削り、別記様式第二号中「(第9条~~第9条~~)」を「(第8条~~第9条~~)」に改め、同様式を別記様式第三号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

入 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練科名

受験番号

氏 名

印

入校を許可願います。

入校料払込証明書貼付欄

入校年度の 4 月 1 日現在において 18 歳以上の者で、訓練期間 1 年以上の  
訓練科への入校希望者は、ここに入校料払込証明書を貼ること。

- 注
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十七条（授業料に係る部分に限る。）及び第十八条の規定は、平成二十年四月一日以降に入校する者から適用する。